

[その他]

専門および指導薬剤師取得における研究活動の要件に関する調査

薬剤部

岡崎和子, 岸本大樹, 細川智弘, 小川裕香, 星野祥儀, 岡本伸也, 村上史承,
岡田昌浩, 仲野江里奈, 杉原弘記, 山田理恵, 烏尾和恵, 田代操, 神原弘恵,
竹井英介

要 旨 臨床薬剤師が主に参加する学会の一つである日本医療薬学会の専門および指導薬剤師の認定取得における研究活動の要件を調査した。本研究により、日本医療薬学会の専門および指導薬剤師の認定取得を目標とする場合は、複数査読制により審査を経て掲載される国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌への論文投稿が必要であることがわかった。

Key words : 学会発表, 論文, 専門薬剤師, 指導薬剤師

はじめに

医学薬学の進歩に伴う診断・治療法の多様化・高度化に対応するためにチーム医療の一員として、薬剤師にも高度な専門性が求められている¹⁾。

日本医療薬学会の専門薬剤師は、医療スタッフの協働・連携によるチーム医療において質の高い薬剤師業務を実践、また、その領域で指導的役割を果たすことができる能力を有することが求められている (<https://www.jsphcs.jp/>, 2025 年 5 月 2 日)。

よって、今回我々は臨床薬剤師が主に参加する学会の一つである日本医療薬学会の専門および指導薬剤師の認定取得における研究活動の要件として、学会発表および論文の要件を調査した。

方 法

日本医療薬学会の専門および指導薬剤師の認定取得における研究活動の要件として、学会発表および論文の要件を調査対象とした。日本医療薬学会の専門および指導薬剤師のうち、医療薬学専門薬剤師・指導薬剤師、がん専門薬剤師・指導薬剤師および薬物療法専門薬剤師・指導薬剤師を対象とした。また、調査内容は日本医療薬学会のホームページ (<https://www.jsphcs.jp/>, 2025 年 5 月 2 日) により取得した。

結 果

1. 研究活動の要件

研究活動の要件として、医療薬学専門薬剤師は学会発表かつ論文であったが、がん専門薬剤師および

Survey of research activity requirements for specialty and senior pharmacist certification

Kazuko Okazaki, Daiki Kishimoto, Tomohiro Hosokawa, Yuka Ogawa,
Yoshinori Hoshino, Shinya Okamoto, Fumiyoshi Murakami,
Masahiro Okada, Erina Nakano, Hiroki Sugihara, Rie Yamada ,
Kazue Karasuo, Misao Tashiro, Hiroe Kanbara, Eisuke Takei

薬物療法専門薬剤師は学会発表または論文のどちらか一方であった。また、医療薬学指導薬剤師、がん指導薬剤師および薬物療法指導薬剤師は学会発表かつ論文であった。

2. 学会発表の要件

学会発表の要件として、医療薬学専門薬剤師、がん専門薬剤師および薬物療法専門薬剤師は、「医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは地区大会での発表が2回以上あり、一般社団法人日本医療薬学会が主催する年会において本人が筆頭発表者である発表を含んでいること。」であった。また、医療薬学指導薬剤師は「医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは地区大会での発表が10回以上あり、一般社団法人日本医療薬学会が主催する年会において本人が筆頭発表者である発表を含んでいること。」であり、がん指導薬剤師は「医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは地区大会でのがん領域に関する発表が3回以上あり、本人が筆頭発表者である発表を含んでいること。あるいは国際学会筆頭発表が1回以上あること。」であり、薬物療法指導薬剤師は「国際学会、全国学会あるいは地区大会での発表が3回以上（うち、少なくとも1回は筆頭発表者）あるいは国際学会発表1回以上。」であった。

3. 論文の要件

論文の要件として、医療薬学専門薬剤師は「医療薬学に関する学術論文が2報以上あり、本人が筆頭著者である論文を含んでいること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された論文あるいは症例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は本条の対象外）」であり、薬物療法指導薬剤師は「複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が3報以上（うち、少なくとも1報は筆頭発表者）あるいは医療薬学領域の英文論文筆頭著者1報以上（症例報告を含む）」であった。

の対象外).」であり、がん専門薬剤師および薬物療法専門薬剤師は、「本人が筆頭著者である医療薬学に関する学術論文を1報以上あること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文あるいは症例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は本条の対象外).」であった。また、医療薬学指導薬剤師は「医療薬学に関する学術論文が10報以上あり、本人が筆頭著者である論文を含んでいること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された論文あるいは症例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は本条の対象外).」であり、がん指導薬剤師は「医療薬学に関する学術論文を3報以上あり、本人が筆頭著者である論文及びがん領域の論文を含んでいること。あるいはがん領域の英文論文が1報以上（筆頭著者）あること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文あるいは症例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は本条の対象外).」であり、薬物療法指導薬剤師は「複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が3報以上（うち、少なくとも1報は筆頭発表者）あるいは医療薬学領域の英文論文筆頭著者1報以上（症例報告を含む）」であった。

表1 日本医療薬学会の専門および指導薬剤師取得における研究活動の要件

	医療薬学専門薬剤師	医療薬学指導薬剤師
要件	両方	両方
学会発表	医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは地区大会での発表が2回以上あり、一般社団法人日本医療薬学会が主催する年会において本人が筆頭発表者である発表を含んでいること。	医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは地区大会での発表が10回以上あり、一般社団法人日本医療薬学会が主催する年会において本人が筆頭発表者である発表を含んでいること。

	医療薬学専門薬剤師	医療薬学指導薬剤師
論文	医療薬学に関する学術論文が2報以上あり、本人が筆頭著者である論文を含んでいること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された論文あるいは症例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経していない論文や商業誌の掲載論文は本条の対象外）。	医療薬学に関する学術論文が10報以上あり、本人が筆頭著者である論文を含んでいること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された論文あるいは症例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経していない論文や商業誌の掲載論文は本条の対象外）。

	がん専門薬剤師	がん指導薬剤師
要件	どちらか一方	両方
学会発表	医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは地区大会での発表が2回以上あり、一般社団法人日本医療薬学会が主催する年会において本人が筆頭発表者である発表を含んでいること。	医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは地区大会でのがん領域に関する発表が3回以上あり、本人が筆頭発表者である発表を含んでいること。あるいは国際学会筆頭発表が1回以上あること。
論文	本人が筆頭著者である医療薬学に関する学術論文を1報以上あること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文あるいは症例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経していない論文や商業誌の掲載論文は本条の対象外）。	医療薬学に関する学術論文を3報以上あり、本人が筆頭著者である論文及びがん領域の論文を含んでいること。あるいはがん領域の英文論文が1報以上（筆頭著者）あること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文あるいは症例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経していない論文や商業誌の掲載論文は本条の対象外）。

	薬物療法専門薬剤師	薬物療法指導薬剤師
要件	どちらか一方	両方
学会発表	医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは地区大会での発表が2回以上あり、一般社団法人日本医療薬学会が主催する年会において本人が筆頭発表者である発表を含んでいること。	国際学会、全国学会あるいは地区大会での発表が3回以上（うち、少なくとも1回は筆頭発表者）あるいは国際学会発表1回以上。
論文	本人が筆頭著者である医療薬学に関する学術論文を1報以上あること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文あるいは症例報告であること（編集委員以外の複数の専門家による査読を経していない論文や商業誌の掲載論文は本条の対象外）。	複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が3報以上（うち、少なくとも1回は筆頭発表者）あるいは医療薬学領域の英文論文筆頭著者1報以上（症例報告を含む）

日本医療薬学会のホームページ（<https://www.jsphcs.jp/>，2025年5月2日）により取得した。

考 察

本調査により、日本医療薬学会の専門および指導薬剤師の認定取得における研究活動の要件として、学会発表および論文の要件が確認できた。

研究活動の要件として、がん専門薬剤師および薬物療法専門薬剤師は学会発表または論文のどちらか一方であった。このことから必ずしも論文が必要とされないことが分かった。しかし、研究活動の要件として、医療薬学専門薬剤師は学会発表かつ論文であり、医療薬学に関する学術論文が2報以上、かつ本人が筆頭著者である論文を含んでいることが必要であることが分かった。

また、医療薬学指導薬剤師、がん指導薬剤師および薬物療法指導薬剤師は学会発表かつ論文であり、それぞれ論文が必要であることが分かった。さらに、医療薬学指導薬剤師は学術論文10報以上、がん指導薬剤師はがん領域の論文を含む3報以上、あるいはがん領域の英文論文1報以上、薬物療法指導薬剤師は3報以上、あるいは英文論文1報以上が必要であることが分かった。

また、学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された論文あるいは症例報告であることが求められており、編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は対象外となっていることが分かった。

我々薬剤師が日本医療薬学会の専門および指導薬剤師の認定取得を目標とする場合、編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は研究活動の要件の対象外となってしまうことがわかった。そのため日本医療薬学会が発行する「医療薬学」や日本病院薬剤師会が発行する「日本病院薬剤師会雑誌」などのような、複数査読制により審査を経て掲載される国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌への論文投稿をする必要がある。

倫理的配慮

本研究は、公開されているホームページの内容のみに基づき行なっていることから、倫理委員会での

承認は必要としない。

利益相反

本論文のすべての著者は、開示すべき利益相反はない。

引用文献

- 1) 山田清文：日本病院薬剤師会の認定・専門薬剤師制度，ファルマシア 56: 903-907, 2020